

○深谷市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

平成18年1月1日

教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、深谷市学校給食用物資納入の適正化及び学校給食調理場の効率的運営のために、学校給食用納入業者の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 深谷市学校給食用物資納入業者(以下「納入業者」という。)の登録基準は、次に定めるところによる。

(1) 経営規模

ア 常時営業を続けていること。

イ 工場、店舗等固定した営業施設を有し、電話設備を有すること。

(2) 信用状況

ア 営業内容が正当性をもち、良好であること。

イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。

ウ 現在も引き続いて2年以上その営業をしていること。

エ 法人にあっては、本社又は本店の所在する市町村税を、深谷市に支店がある場合は深谷市の市税を、個人にあっては住所のある市町村税を滞納していないこと。

(3) 衛生状況

ア 保健所の食品衛生監視票が良好であること。

イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。

ウ 製品加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷凍及び冷蔵設備等衛生上必要な設備を備えていること。

(4) 対応能力

ア 指定の期日、時間及び場所に物資納入できること。

イ 特別な理由により物資返品が必要が生じた場合、これに応じられること。

ウ 特別な理由により物資の種類及び数量、期日及び時間に変更が生じた場合、その変更に応じられること。

エ 納入物資に不良品がある場合は、直ちにその交換ができること。

オ 数量の確認が必要な場合は、その確認ができること。

(納入業者の登録申請)

第3条 納入業者の登録申請は、次に定めるところによる。

(1) 申請の期間

ア 申請の期間は毎年1月から2月までの間とすること。ただし、特別な理由により年度途中で申請する場合は、その時期とする。

イ 申請書は、教育長に提出すること。

(2) 提出書類

ア 学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号）

イ 営業概要表（様式第2号）

ウ 食品衛生監視票

エ 従業員の検便成績表

オ 市税に滞納がないことの証明書（法人にあつては、本社又は本店の所在する市町村が発行する証明書、深谷市に支店がある場合は深谷市の証明書）

カ その他教育長が必要と定めた書類

（登録の決定等）

第4条 教育長は、第3条の規定による登録申請を受けたときは、第2条の登録基準に基づき、適格者であるか審査し、納入業者として適当と認めるときは、登録を決定し、学校給食用物資納入業者登録決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 教育長は、納入業者として登録することを不適当と認めるときは、学校給食用物資納入業者登録不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

（有効期間）

第5条 前条の規定により決定した登録の有効期間は、登録を決定した年度の3月31日までとする。

（登録資格の変更）

第6条 第4条第1項の規定により登録された者（以下「登録業者」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、深谷市学校給食物資納入業者登録変更届出書（様式第5号）に必要な書類を添えて、速やかに教育長に提出するものとする。

（登録業者の取消し）

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食運営委員会の意見を聴き、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条の登録基準を満たさなくなった場合又は再三にわたる教育長の改善指示に従わない場合

(2) 監視庁の命令により業務の執行を停止させられた場合

(3) 物資の正常な調達を阻害する行為、その他違法な行為を行ったと認められる場合

2 教育長は、前項の規定による取消しをした場合、深谷市学校給食用物資納入業者登録取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（給食用物資の調達）

第8条 給食用物資は、登録業者から優先的に調達するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（登録業者の責務）

第9条 登録業者は、常に学校給食の重要性を認識し、別に定める遵守事項を遵守するとともに教育長の指示に従い、誠意を持って業務を遂行しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めのない事項には、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の川本町学校給食用物資納入業者登録に関する要綱(平成8年川本町教育委員会告示第2号)又は合併前の深谷市、岡部町若しくは花園町の規程(以下これらを「合併前の要綱等」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間における納入業者の登録については、なお合併前の要綱等の例による。

附 則(平成22年1月4日教委告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年2月9日教委告示第5号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月12日教委告示第25号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第2条第2号及び第3条第2号の規定は、平成23年度以後の学校給食用物資納入指定業者の登録の申請について適用する。

附 則

この告示は、令和6年1月10日から施行する。